

# 「今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）」加盟店募集要項

最終更新日 令和6年7月5日

## 1、概要

- (1) 令和6年7月から12月までの間、特定の個人に配付でき用途の制限(使用店舗、使用期限など)が可能な「デジタル地域通貨」を活用し、給付金支給等における「行政事務の迅速化・費用削減」に加え、「域内消費の活性化」「市民の行動変容」「地域コミュニティ活性化」を促進するための手段として本格整備することが適当なものであるか効果検証を行い、今後の本格導入に向けた検討の根拠とすべく、みずほ銀行が運営するJ-Coinを活用して、本件「今治市デジタル地域通貨導入実証事業」（愛称：バリコイン）を行います。
- (2) 来年度以降、本件「今治市デジタル地域通貨」（愛称：バリコイン）が本格導入された場合には、本件募集要項は引き続き継続適用されます。
- (3) 加盟店に関する事務について、この要領に基づき行います。

## 2、今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）について

- (1) 名称 : 今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）
- (2) 発行者 : みずほ銀行（今治市より受託）
- (3) 対象者 : 今治市が各事業において別途指定する対象者
- (4) 発行額面 : 今治市が各事業において別途指定する交付額面
- (5) 利用期間 : 今治市が各事業において別途定める期間
- (6) 交付方法 : 今治市が各事業において別途定める方法
- (7) 使用方法 : 今治市が各事業において別途定める方法

## 3、参加資格

今治市内で店舗（せとうちみなとマルシェ出店者を含む）や事業所を営み、今治市デジタル地域通貨（愛称；バリコイン）の取扱を希望する事業者（法人・個人事業主の別を問わない）を、広く加盟店とし募集します。ただし、次の（1）から（5）までに該当する店舗及び事業者を除きます。

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていない店舗
- (2) 風営法第2条第1項第4号および5号に規定する「麻雀、パチンコ等」「スロットマシン等」に関する店舗
- (3) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同じテーブルに同席して接客するような類の店舗
- (4) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）の発行目的から、今治市もしくはみずほ銀行が不相当と判断した事業者

## 4、今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）の利用対象とならないもの

- (1) 公序良俗に反するもの。

- (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法、不正競争防止法、商標法等法令の定めに違反するもの。
- (3) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。
- (4) 偽造品、模造品、模倣品等。
- (5) 商品券、プリペイドカード、印紙切手、回数券、有価証券等。
- (6) その他、今治市もしくはみずほ銀行が不相当と判断したもの。

## 5、加盟申請手続き

### (1) 今治市内に店舗等のある J-Coin 既存加盟店（令和 6 年 7 月 5 日時点）

(ア) 過去に 1 回以上の J-Coin 決済実績のある店舗（後記（ウ）一部のチェーン店を除く）各店舗（登録住所）に対し、ご案内文章を郵送します。「不参加」希望者は、今治市ホームページに掲載している「不参加申請フォーム」より不参加申請をお願いします。ご連絡がない店舗様は、「加盟希望店舗」とみなします（オプトアウト方式）。

令和 6 年 8 月 5 日（月）より、「バリコイン店舗キット（ステッカー・ポスター・マニュアル等）」を各店舗様住所宛に順次送付します。

(イ) 過去に J-Coin の決済実績のない店舗

各店舗（登録住所）に対し、ご案内文章を郵送します。今治市ホームページ等に掲載している「加盟店募集フォーム」より、加盟申請をお願いします（申込方式）。

申請受付後、令和 6 年 8 月 5 日（月）より、「バリコイン店舗キット（ステッカー・ポスター・マニュアル等）」を各店舗様住所宛に順次送付します。

(ウ) 一部のチェーン店

個別にみずほ銀行よりご連絡し、参加意向を確認します。参加希望を確認できた場合は、令和 6 年 8 月 5 日（月）より、「バリコイン店舗キット（ステッカー・ポスター・マニュアル等）」を各店舗住所宛に順次送付します。

### (2) せとうちみなとマルシェ出店者（J-Coin に新規加盟）

(ア) 加盟申請

今治市ホームページ等に掲載している「加盟店募集フォーム」より、J-Coin および「今治市デジタル地域通貨」（愛称：バリコイン）への加盟申請をして下さい。

(イ) 加盟申請後の審査および承認

みずほ銀行が受付し、ユーザーカードが審査を行います。

ユーザーカードが承認後、「J-Coin サービス加盟店キット」の送付を以って、加盟承認およびユーザーカードとの間の加盟店契約が成立し、「今治市デジタル地域通貨」（愛称：バリコイン）への参加手続きが完了したものとみなします。

「J-Coin サービス加盟店キット」到着後は、せとうちみなとマルシェ開催日に、今治市デジタル地域通貨（愛称：バリコイン）の決済、および J-Coin の決済が可能です。

また、「バリコイン店舗キット（ステッカー・ポスター・マニュアル・マルシェ専用の QR 台紙）」を、別途送付しますので、レジの「QR コード」は必ずマルシェ専用の QR 台紙を使って設置してください。

なお、審査の結果、契約ができない加盟希望者様へはご連絡しませんので、予めご了承下さい。

### (3) 前記（1）（2）以外の、今治市内に店舗等のある加盟希望者（J-Coin に新規加盟）

(ア) 加盟申請

以下のAもしくはBの方法にて、加盟申請して下さい。

- A. 今治市ホームページ等に掲載している「加盟店募集フォーム」より申請
- B. J-Coin 申込受付金融機関等にてお申し込み

(イ) 加盟申請後の審査および承認

- A. 上記(ア) Aにて申請された方

みずほ銀行が受付し、ユーシーカードが審査を行います。

ユーシーカードが承認後、「J-Coin サービス加盟店キット」の送付をもって、加盟承認およびユーシーカードとの間の加盟店契約が成立したものと見做します。

「J-Coin サービス加盟店キット」到着後、今治市デジタル地域通貨(愛称:バリコイン)の決済(およびJ-Coinの決済)が可能です。併せて、「バリコイン店舗キット(ステッカー・ポスター・マニュアル)」を各店舗住所宛に別途送付します。

なお、審査の結果、契約ができない加盟希望者様へはご連絡しませんので、予めご了承ください。

- B. 上記(ア) Bにて申請された方

お申し込みいただいた金融機関等にて審査を行います。

お申し込みいただいた金融機関等が承認後、「J-Coin サービス加盟店キット」等の送付を以って、加盟承認およびお申し込みいただいた金融機関等との間の加盟店契約が成立したものと見做します。

「J-Coin サービス加盟店キット」等の到着後、今治市デジタル地域通貨(愛称:バリコイン)の決済(およびJ-Coinの決済)が可能です。併せて、「バリコイン店舗キット(ステッカー・ポスター・マニュアル)」を各店舗住所宛に別途送付します。

なお、審査の結果、契約ができない加盟希望者様へはご連絡しませんので、予めご了承ください。

(ウ) その他

市内に複数店舗を営んでいる事業者様は、上記(ア) Aの「加盟店募集フォーム」にて、最大5店舗を同時にお申し込み頂けます。6店舗以上の店舗をまとめてお申し込みいただく場合は、申込方法を別途ご案内しますので、募集要項の末尾に記載の事務局までご連絡ください。

## 6、売上金の精算について

J-Coin 加盟店契約に沿って、ご指定の口座に月に1~3回、所定の料率を控除後の売上金をお申し込み頂いた金融機関等よりご指定の口座にお振り込みします。店舗様におかれましては、「売上金の入金を待つだけ」です。

## 7、加盟店の責務等

(1) J-Coin 加盟店規約に準拠し、運営してください。

(2) 加盟店情報(店舗名称、所在地等)は、今治市のホームページ等にて随時公表します。

「バリコイン店舗キット」に同封しています、ステッカーやポスターを活用し、市民等から見て加盟店であることが分かりやすいよう努めてください。

(3) 今治市デジタル地域通貨(愛称:バリコイン)を、第三者へ転売・譲渡することはできません。

## 8、加盟店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、精算の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

## 9、その他

(1) J-Coinに関する問い合わせ、店舗での利用等のお問い合わせについては、以下に記載の連絡先までご連絡ください。

**【J-Coin Pay 加盟店さま向けサポートセンター】 0120-823-876**

電話受付時間： 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00

**【J-Coin Pay 利用者さま向けサポートセンター】 0120-324-367**

電話受付時間： 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00

**【今治市デジタル地域通貨導入実証事業業務 サポートダイヤル】 0898-36-1555**

以 上